

旧本庁舎アスベスト除去に関する近隣住民説明会でいただいた質問・意見に対する回答

市：市の回答 受：受注者の回答 市受：市と受注者の回答

	質問・意見	回答者	回答
1	請負工事の石綿撤去処分費の内訳がわかる入札資料や請負契約書を見せること。	市	契約書の原本を説明会会場に用意しています。 なお、当初設計では、設計時に把握した成形板等のみなし建材の撤去処分費のみ計上しており、吹付け石綿、耐火被覆の撤去処分費は、調査結果に応じて対応する設計でした。入札前の質疑・回答書に「図面に記載させていない石綿が確認された場合は費用については別途協議する」とあります。
2	アスベスト除去作業について違反があったのであれば、契約解除し、工事請負の入札をやり直さないといけない。	市	大阪府と作業基準違反の可能性について相談し、契約解除要件に該当しないと判断しています。 受注者らに引き続き工事をさせますが、除去作業にあたっては、第三者的な立場である機関の監視を付け、施工にあたさせます。また、1回目の石綿調査を行った業者は、石綿除去作業もすることとなっておりますが、本工事から外されました。
3	これまでの経過を市のホームページに掲載すること。今回の件は全市民に通知すべき。	市	これまでの説明会の資料と経緯を、ホームページに掲載する予定です。 また、石綿について問合せ先を現場に掲示します。
4	このような説明会があることを近隣住民なのに初めて知った。周知方法に問	市	周知範囲は、工事現場に隣接する街区を基本に各戸ポスティングしています。 その後、説明会や住民の要望を踏まえて、前回説明会では配布範囲を広げました。

	題があるのでは。		
5	石綿の調査履歴を整理すること。	市	調査は発注前及び工事契約後に2回、計3回行っております。 (平成28年度)市による発注前のスクリーニング調査。 (図面や目視による調査。非破壊調査。) (平成30年7月～)受注者による法令に基づく1回目の事前調査。 (吹付け材等の含有分析も含む。) (平成31年2月～)説明会の経過を踏まえた、第三者機関(ASA)の2回目の調査。(天井材など成形板をほぼ撤去した状態からの調査。含有分析も含む。)
6	2月に始めたASAの調査の説明がなぜ5月15日になったのか。	市受	ASAによる現地調査及び分析を終えた後、除去対象の面積の確定、施工方法その他の除去作業計画の検証を行ってまいりました。
7	受注者の事前調査(1回目)の検体の取り方と、ASA再調査(2回目)の検体の取り方の違いは。	受	調査者の判断により検体数や採取場所は異なります。1回目の調査者は約180箇所の検体を採取し、2回目の調査者は、調査する建材の数が1回目の調査者より多いと判断し、約270箇所の検体を採取しました。
8	なぜ4月に空気測定をしたのか。	受	ASAによる再調査のあと、念のため飛散の可能性を調査するよう助言を受け、空気測定をしました。
9	アスベスト除去をいつ行ったのか。(前回説明会で)工事日報をなぜ提示しないのか。	受	天井の石綿含有成形板の撤去は12月6日から行っています。施工前に開口部を目張りしており、工事写真、マニフェストで確認できます。 工事日報を説明会会場に用意しています。
10	説明会前に成形板の除去工事をしている。	受	法令上は工事が可能であったことと、少しでも早く工事を進めたいという気持ちから説明会前に工事を進めてしまい、このことが不信感を与えてしまう事になりました。申し訳ございません。

11	夜に内緒でアスベストを撤去していたのではないか。	受	夜に作業は一切行っておらず、運搬業者も営業をしておりません。
12	外壁の一部が撤去されているが、アスベストは大丈夫なのか。	受	本館東側及び1号別館南側の外壁の一部を撤去しています。撤去した壁にアスベストの含有はありません。
13	外壁に穴を開けたのに水をまいていなかった。	受	作業中は散水を行っておりました。
14	12月10日前後に作業していた時の空気測定はどうだったのか。	受	成型板（レベル3）の撤去でしたので、法令条例で要求されるものでなかったので実施していません。
15	工事着手からの作業履歴を明らかにすること。	受	日報により確認ができます。なお、日報の原本は本日会場に用意しています。
16	現場内の保管箱に入っているものはどうするのか。ASAに破損状況等を確認してもらってからでないと処分するのはまずい。	受	保管バッグの中に割られた石膏ボード、ビニル床タイル、ビニル床シート、巾木が確認されましたが、袋の口は縛られており、袋の外に建材の粉が漏れ出ている様子は確認されませんでした。保管箱を更にシート養生し、石綿含有建材として適正に処分いたします。
17	この現場には外国人労働者がいた。大手企業では外国人は責任がとれないから派遣として雇用していない。ダイナ建設は外国人労働者の健康被害の責任がとれるのか。	受	ダイナ建設は外国人労働者を正規雇用しています。労働者は健康診断を受診しております。
18	今後の解体工事についても、注意しなければならない。	市	本件を教訓として、石綿の危険性や安全対策を情報共有し、より安全な施工を行います。
19	10月3日時点で全ての石綿調査が終了したかのような掲示がされた。	受	みなし建材があることを早い段階で掲示しようとし、その他はまだ調査中であることを明確に表記していませんでした。

			<p>今後は正確な掲示をするよう慎重に対応していきます。</p>
20	天井成形板について、作業基準違反の可能性のある撤去工事が行われた。	市 受	<p>残された天井軽鉄材、天井解体材を調査した結果、天井軽鉄材にビスが残っており、また、天井解体材が小片であることから、バール解体が行われたと考えられます。</p> <p>今後、撤去にあたっては、解体する天井材が二重貼りやビス止め施工の場合、手ばらし解体は難しいので、解体範囲をビニールシートで仮囲いし、粉じんが解体エリア外に流出しないよう施工いたします。</p>
21	1回目の事前調査報告書の分析方法や記載に疑義があった。	受	<p>複数の建材を一つの試料として採取、分析しました。煙突の横引き管について記載がされていませんでした。</p> <p>市民からの要望や、不安払拭のため、受注者と市が協議し、受注者の負担で再調査を行いました。</p> <p>1回目の事前調査を行った機関は、本工事の石綿除去業者としても下請に入っていました。ダイナ建設と当該機関が協議し、本工事の下請業者から当該機関を除きました。</p>
22	本館3階廊下内壁を撤去したが、届出義務違反、作業基準違反の疑いがある。	受 市	<p>内壁の塗材が1回目の事前調査報告書に含有なしとなっていたため撤去しましたが、2回目の調査で含有の可能性が指摘されました。</p> <p>今後、この件に限らず、受注者に確実な工事をさせるため、第三者的な機関に工事の監視を依頼しました。</p>